

令和8年度

富士吉田市
一般会計
特別会計
事業会計
予算書及び予算説明書

目

次

【予算書】

1. 富士吉田市一般会計予算書	1
2. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算書	12
3. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算書	16
4. 富士吉田市介護保険特別会計予算書	19
5. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算書	22
6. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算書	25
7. 富士吉田市立病院事業会計予算書	28
8. 富士吉田市水道事業会計予算書	34
9. 富士吉田市下水道事業会計予算書	39

【予算説明書】

10. 富士吉田市一般会計予算説明書	44
11. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算説明書	142
12. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算説明書	163
13. 富士吉田市介護保険特別会計予算説明書	169
14. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算説明書	192
15. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算説明書	202
16. 富士吉田市立病院事業会計予算説明書	214
17. 富士吉田市水道事業会計予算説明書	249
18. 富士吉田市下水道事業会計予算説明書	273

令和8年度富士吉田市一般会計予算

令和8年度富士吉田市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,060,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和8年2月27日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		7,227,990
	1 市 民 税	3,465,140
	2 固 定 資 産 税	2,904,722
	3 軽 自 動 車 税	191,078
	4 市 た ば こ 税	420,224
	5 都 市 計 画 税	196,240
	6 入 湯 税	50,586
2 地 方 譲 与 税		133,722
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	21,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	90,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	22,722
3 利 子 割 交 付 金		14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000
4 配 当 割 交 付 金		50,000
	1 配 当 割 交 付 金	50,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		75,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		145,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	145,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,330,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,330,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		4,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	4,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		1
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1

(単位：千円)

款	項	金額
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		166,617
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	166,617
11 地方特例交付金		65,382
	1 地方特例交付金	65,382
12 地方交付税		3,150,000
	1 地方交付税	3,150,000
13 交通安全対策特別交付金		5,000
	1 交通安全対策特別交付金	5,000
14 分担金及び負担金		1,214,069
	1 負担金	1,214,069
15 使用料及び手数料		583,630
	1 使用料	422,096
	2 手数料	161,534
16 国庫支出金		4,105,637
	1 国庫負担金	2,458,446
	2 国庫補助金	1,628,939
	3 委託金	18,252
17 県支出金		1,630,618
	1 県負担金	937,578
	2 県補助金	653,552
	3 委託金	39,488
18 財産収入		166,610
	1 財産運用収入	166,608
	2 財産売却収入	2
19 寄附金		2,013,013
	1 寄附金	2,013,013

(単位：千円)

款		項	金額
20 繰入金			6,451,858
	1	繰入金	6,451,858
21 繰越金			30,000
	1	繰越金	30,000
22 諸収入			1,250,153
	1	延滞金加算金及び過料	6,000
	2	市預金利子	11,585
	3	貸付金元利収入	1,600
	4	雑入	1,230,968
23 市債			1,247,700
	1	市債	1,247,700
歳入		合計	31,060,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		221,215
	1 議会費	221,215
2 総務費		6,259,953
	1 総務管理費	5,740,796
	2 徴税費	288,713
	3 戸籍住民基本台帳費	138,611
	4 選挙費	53,380
	5 統計調査費	16,111
	6 監査委員費	22,342
3 民生費		8,471,264
	1 社会福祉費	4,041,215
	2 児童福祉費	3,832,824
	3 生活保護費	596,775
	4 災害救助費	450
4 衛生費		4,325,198
	1 保健衛生費	2,542,270
	2 清掃費	1,782,928
5 農林水産業費		323,501
	1 農業費	167,883
	2 林業費	155,618
6 商工費		2,645,787
	1 商工費	2,645,787
7 土木費		3,043,540
	1 土木管理費	272,901
	2 道路橋梁費	1,398,661
	3 河川費	17,000

(単位：千円)

款		項		金額	
7	土木費	4	都市計画費	351,351	
		5	下水道費	617,966	
		6	住宅費	385,661	
8	消防費			951,193	
		1	消防費	951,193	
9	教育費			3,051,916	
		1	教育総務費	779,756	
		2	小学校費	405,084	
		3	中学校費	449,980	
		4	社会教育費	457,182	
		5	保健体育費	959,914	
10	災害復旧費			3	
		1	公共土木施設災害復旧費	1	
		2	農林水産施設災害復旧費	2	
11	公債費			1,736,430	
		1	公債費	1,736,430	
12	予備費			30,000	
		1	予備費	30,000	
歳出		合計		31,060,000	

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	コミュニティセンター等 大規模改修事業	595,353	令和8年度	230,424
				令和9年度	364,929
7 土木費	2 道路橋梁費	横町熊穴線外2路線整備事業 (R8・9継続事業)	284,050	令和8年度	116,470
				令和9年度	167,580

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
第 7 次総合計画策定委託	令和 9 年度	14,025 千円
令和 8 年度導入 O A サーバ機器一式賃借料	令和 9 年度から令和13年度まで	112,860 千円
令和 8 年度 M S ライセンス一式賃借料	令和 9 年度から令和11年度まで	20,957 千円
office2024 ライセンス賃借料	令和 9 年度から令和11年度まで	41,343 千円
令和 8 年度構築基幹系業務システム賃借料	令和 9 年度から令和13年度まで	46,203 千円
令和 8 年度 Windows10 E 3 ライセンス一式賃借料	令和 9 年度から令和11年度まで	12,008 千円
令和 8 年度タブレットパソコン賃借料	令和 9 年度から令和13年度まで	22,952 千円
戸籍総合システム機器一式リース	令和 9 年度から令和12年度まで	9,029 千円
料金徴収機 計量データ処理システムリース	令和 9 年度から令和13年度まで	11,964 千円
消防ポンプ車購入	令和 9 年度	58,349 千円

事 項	期 間	限 度 額
教育情報管理サーバ賃借料	令和9年度から令和13年度まで	121,513 千円
市立小中学校教職員パソコン機器賃借料（Aグループ）	令和9年度から令和13年度まで	18,831 千円
学習支援ソフトウェア「ミライシード」賃借料	令和9年度から令和13年度まで	93,883 千円
市立小中学校外国語指導委託	令和9年度	52,653 千円

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共施設整備事業債	339,400	普通貸借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
2 農業基盤整備事業債	4,800	同上	同上	同上
3 道路整備事業債	307,000	同上	同上	同上
4 橋梁整備事業債	85,900	同上	同上	同上
5 公営住宅整備事業債	82,100	同上	同上	同上
6 砂防地すべり対策事業債	16,000	同上	同上	同上
7 公園整備事業債	63,900	同上	同上	同上
8 消防・防災施設整備事業債	3,600	同上	同上	同上
9 小学校債	49,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
10 中学校債	219,700	普通貸借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
11 社会教育債	15,700	同上	同上	同上
12 保健体育債	44,300	同上	同上	同上
13 デジタル活用推進事業債	16,300	同上	同上	同上
計	1,247,700			

議案第3号

令和8年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算

令和8年度富士吉田市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,076,314千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和8年2月27日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		962,725
	1 国 民 健 康 保 険 税	962,725
2 使 用 料 及 び 手 数 料		200
	1 手 数 料	200
3 国 庫 支 出 金		3,222
	1 国 庫 補 助 金	3,222
4 県 支 出 金		3,551,703
	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金	3,551,702
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		2,728
	1 財 産 運 用 収 入	2,728
6 繰 入 金		544,724
	1 他 会 計 繰 入 金	424,581
	2 基 金 繰 入 金	120,143
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		11,010
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	6,000
	2 受 託 事 業 収 入	0
	3 雑 収 入	5,010
9 市 債		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入	合 計	5,076,314

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		182,537
	1 総 務 管 理 費	169,144
	2 徴 税 費	8,561
	3 運 営 協 議 会 費	391
	4 趣 旨 普 及 費	4,441
2 保 險 給 付 費		3,483,026
	1 療 養 諸 費	2,969,121
	2 高 額 療 養 費	498,870
	3 移 送 費	30
	4 出 産 育 児 諸 費	10,505
	5 葬 祭 諸 費	4,500
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		1,299,908
	1 医 療 給 付 費 分	862,170
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	302,581
	3 介 護 納 付 金 分	105,238
	4 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分	29,919
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		66,061
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	43,677
	2 保 健 事 業 費	22,384
6 基 金 積 立 金		2,728
	1 基 金 積 立 金	2,728
7 公 債 費		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1

(単位：千円)

款	項	金額
8 諸 支 出 金		12,052
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	9,302
	2 他 会 計 繰 出 金	2,750
9 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	5,076,314

議案第4号

令和8年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,478,042千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和8年2月27日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		681,099
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	681,099
2 使 用 料 及 び 手 数 料		6
	1 手 数 料	6
3 繰 入 金		795,932
	1 一 般 会 計 繰 入 金	795,932
4 諸 収 入		1,005
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
	3 雑 入	2
歳 入	合 計	1,478,042

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		7,597
	1 総 務 管 理 費	3,472
	2 徴 収 費	4,125
2 分 担 金 及 び 負 担 金		1,459,540
	1 後 期 高 齢 者 医 療 負 担 金	1,459,540
3 諸 支 出 金		905
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	905
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	1,478,042

議案第 5 号

令和 8 年度富士吉田市介護保険特別会計予算

令和 8 年度富士吉田市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,679,566 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		898,411
	1 介 護 保 險 料	898,411
2 分 担 金 及 び 負 担 金		10,199
	1 負 担 金	10,199
3 使 用 料 及 び 手 数 料		10
	1 手 数 料	10
4 国 庫 支 出 金		1,056,351
	1 国 庫 負 担 金	804,863
	2 国 庫 補 助 金	251,488
5 支 払 基 金 交 付 金		1,204,637
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,204,637
6 県 支 出 金		644,494
	1 県 負 担 金	622,411
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3 県 補 助 金	22,082
7 財 産 収 入		5,045
	1 財 産 運 用 収 入	5,045
8 繰 入 金		852,205
	1 一 般 会 計 繰 入 金	736,786
	2 基 金 繰 入 金	115,419
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		8,213
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	8,212
歳 入	合 計	4,679,566

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		89,064
	1 総 務 管 理 費	63,011
	2 徴 収 費	5,690
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	20,070
	4 趣 旨 普 及 費	110
	5 運 営 協 議 会 費	183
2 保 険 給 付 費		4,391,612
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	4,044,887
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	46,585
	3 高 額 サ ー ビ ス 費	103,770
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	13,642
	5 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費	178,027
	6 そ の 他 諸 費	4,701
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4 基 金 積 立 金		5,045
	1 基 金 積 立 金	5,045
5 地 域 支 援 事 業 費		182,842
	1 介 護 予 防 事 業 費	107,927
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	74,915
6 諸 支 出 金		1,002
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,002
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	4,679,566

議案第 6 号

令和 8 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算

令和 8 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,985 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一 時 借 入 金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サ - ビ ス 収 入		6,835
	1 介護給付費収入(介護予防給付費収入)	6,835
2 繰 入 金		10,150
	1 他 会 計 繰 入 金	10,150
歳 入	合 計	16,985

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介護予防サービス事業費		16,685
	1 介護予防支援事業費	16,685
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	16,985

議案第7号

令和8年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算

令和8年度富士吉田市看護専門学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191,172千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和8年2月27日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		22,952
	1 使用料	21,674
	2 手数料	1,278
2 県支出金		23,000
	1 県補助金	23,000
3 繰入金		138,345
	1 他会計繰入金	138,345
4 諸収入		6,875
	1 雑入	6,875
歳 入	合 計	191,172

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		190,172
	1 総 務 管 理 費	190,172
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	191,172

令和8年度富士吉田市立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度富士吉田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 業 務 量

イ 病床数	310床			
一般病床	300床			
I C U 病床	6床			
感染症病床	4床			
ロ 患者数	年間	225,200人	一日平均	817人
入院患者	〃	83,200人	〃	228人
外来患者	〃	142,000人	〃	589人

(2) 建設改良計画

イ 病院改良工事	189,254千円
ロ 医療機器等購入	133,688千円

ハ リース債務償還金 165,757 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		9,525,077 千円
第1項 医業収益		8,216,959 千円
第2項 医業外収益		1,144,447 千円
第3項 特別利益		163,671 千円
	支	出
第1款 病院事業費用		9,603,799 千円
第1項 医業費用		9,515,938 千円
第2項 医業外費用		86,860 千円
第3項 特別損失		1 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額287,533千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,214千円と過年度分損益勘定留保資金253,319千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		689,255千円
第1項 企業債		296,700千円
第2項 負担金		326,435千円
第3項 補助金		66,118千円
第4項 固定資産売却代金		1千円
第5項 寄附金		1千円
	支	出
第1款 資本的支出		976,788千円
第1項 建設改良費		488,700千円
第2項 企業債償還金		448,088千円
第3項 予備費		40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
PBX・録音装置 機器一式賃借料	令和9年度から 令和14年度まで	69,335千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業債	296,700千円	普通貸借	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件によ り、銀行その他の場合は、その債権者と協 定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は 繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,720,179千円

(2) 交際費 1,000千円

(他会計からの補助金)

第10条 他会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 他会計補助金 244,037千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,567,815千円と定める。

令和8年2月27日 提出

富士吉田市長 堀内 茂

議案第9号

令和8年度富士吉田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度富士吉田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 (メーター数)	19,807 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	6,194,758 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	16,972 m ³
(4) 主要な建設改良事業	第8期事業第14年度事業
	鐘山配水区配水管工事 L=940.0m 127,488 千円
	下吉田水系配水管工事 L=870.0m 122,175 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		846,237 千円
第1項 営業収益		616,311 千円
第2項 営業外収益		229,925 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		811,324 千円
第1項 営業費用		763,604 千円
第2項 営業外費用		46,719 千円
第3項 特別損失		1 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額459,950千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額61,026千円、損益勘定留保資金398,924千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	916,019 千円
第1項 企業債	435,000 千円
第2項 負担金	169,400 千円
第3項 補助金	301,819 千円
第4項 出資金	9,799 千円
第5項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,375,969 千円
第1項 建設改良費	1,213,852 千円
第2項 企業債償還金	157,117 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水設備工事債	435,000千円	普通貸借	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、550,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 84,962 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和8年2月27日提出

富士吉田市長 堀内 茂

議案第10号

令和8年度富士吉田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度富士吉田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 接 続 戸 数 | 6,913 戸 |
| (2) 年 間 総 排 出 量 | 2,710,528 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 排 出 量 | 7,426 m ³ |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 国庫第2工区(中宿西原支線) L=174.0m 49,000千円(社交金事業) |
| | 国庫第4工区(西丸尾3号線外) L=150.0m 42,000千円(社交金事業) |
| | 管路施設点検調査 20,000千円(防災・安全事業) |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		1,040,200 千円
第1項	営業収益		301,626 千円
第2項	営業外収益		738,573 千円
第3項	特別利益		1 千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		989,336 千円
第1項	営業費用		923,325 千円
第2項	営業外費用		62,010 千円
第3項	特別損失		1 千円
第4項	予備費		4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額382,522千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,374千円及び損益勘定留保資金361,148千円で補てんするものとする。）。

	收	入
第1款 資本的収入		585,810 千円
第1項 企業債		422,900 千円
第2項 補助金		79,500 千円
第3項 負担金等		83,410 千円
	支	出
第1款 資本の支出		968,332 千円
第1項 建設改良費		637,845 千円
第2項 企業債償還金		330,487 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 272,000	普通貸借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
流域下水道事業	千円 132,900	普通貸借		
特別措置分	千円 18,000	普通貸借		

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

61,856 千円

令和8年2月27日提出

富士吉田市長 堀内 茂